

2 1 監 第 3 2 1 号
平成22年 3月15日

(社) 長崎県建設業協会会長
(社) 長崎県中小建設業協会会長
(社) 長崎県造園建設業協会会長
(社) 長崎県ほ装協会会長
(社) 長崎県工務店連合会会長
(社) 長崎県下水道建設業協会会長
(社) 長崎県管工事協会会長
(社) 長崎県建造物解体工業会会長
(社) 長崎県港湾漁港建設業協会会長
(社) 長崎県トンネル協会会長
(社) 長崎県地質調査業協会会長

様

長 崎 県 土 木 部 長



平成22年度以降の主観的審査事項及び格付け要件の追加について(通知)

標記について、平成22年1月26日開催の長崎県建設工事入札手続等検討委員会で別紙のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 決定内容

別添「平成22年度以降の主観的審査事項及び格付け要件の追加について」のとおり。

2. 問い合わせ先

長崎県 土木部 監理課 建設業指導班

・ 電話番号 : 095-894-3015

・ FAX番号 : 095-894-3460

【1】平成23年度以降の主観的審査事項の追加について

1. 暴力団等排除への取り組み（不当要求防止責任者講習の受講者の加点）

<目的>

建設業者に対する暴力団等反社会的勢力を排除する意識の高揚を図り、併せて、健全な建設業の育成を促進する観点から、建設業者が行う暴力団等排除への取り組みを評価し加点対象とする。

①評価方法	審査対象特定日（10月31日）の直前2年間において、（財）長崎県暴力追放運動推進センターが実施する「不当要求防止責任者講習」を受講し、翌年「不当要求防止担当者講習（仮称）」又は「不当要求防止責任者講習」を連続して受講した場合に加点する。
②加算点	5点
③加算業種	主観点を付与する全業種
④受講対象年度	平成22年度及び23年度の2ヶ年の受講者から審査対象とする。

※受講に関する具体的評価例：【別紙】のとおり

※受講者については、（財）長崎県暴力追放運動推進センターからの報告により処理するので、受講者からの報告は不要。

2. 労働安全への取り組み（建設業労働災害防止協会の研修受講者の加点）

<目的>

景気低迷が建設業者の経営環境を悪化させ、また建設業就業者の高齢化等からも工事現場における労働災害の防止に向けての取り組みの強化は今後とも重要性を増しており、このような観点から、建設業者が行う労働安全衛生への取り組みを評価し加点対象とする。

①評価方法	審査対象特定日（10月31日）の直前1年間に、県が指定する労働安全衛生に関する講習（実施機関：建設業労働災害防止協会長崎県支部）を受講した場合に加点する。 【指定講習名】 ・現場管理者統括 ・職長・安全衛生責任者 ・総合工事業者のためのリスクアセスメント ・職長のためのリスクアセスメント
②加算点	1講習につき2点（上限5点）
③加算業種	主観点を付与する全業種
④受講対象年度	平成22年度の受講者から審査対象とする。

※受講者については、建設業労働災害防止協会長崎県支部からの報告により処理するので、受講者からの報告は不要。

3. 建築C P D単位取得者の加点

<目的>

入札において優良な企業を選別し、公共工事の適正な施工、品質を確保するため、建築一式工事において、C P D単位取得者を雇用する建設業者を加点対象とする。

①評価方法	審査対象特定日（10月31日）の直前1年間において、建築士又は建築施工管理技士等の資格を有する者について（社）日本建築士会連合会又は建築C P D運営会議が実施する建築技術継続能力開発／C P Dへ登録した学習単位のうち、建設業者ごとの単位数の合計に応じて加点する。													
②加算点	<table><tr><th>登録学習単位合計数</th><th>付与点数</th></tr><tr><td>100単位以上</td><td>20点</td></tr><tr><td>80単位以上 100単位未満</td><td>16点</td></tr><tr><td>60単位以上 80単位未満</td><td>12点</td></tr><tr><td>40単位以上 60単位未満</td><td>8点</td></tr><tr><td>20単位以上 40単位未満</td><td>4点</td></tr></table>		登録学習単位合計数	付与点数	100単位以上	20点	80単位以上 100単位未満	16点	60単位以上 80単位未満	12点	40単位以上 60単位未満	8点	20単位以上 40単位未満	4点
	登録学習単位合計数	付与点数												
	100単位以上	20点												
	80単位以上 100単位未満	16点												
	60単位以上 80単位未満	12点												
	40単位以上 60単位未満	8点												
	20単位以上 40単位未満	4点												
※ただし、平成23年度格付け表における加点方法は、上記表左欄の単位合計数を1/2とする。														
③加算業種	建築一式工事のみ													
④受講対象年度	平成22年度の単位取得者から対象とする。													

※届出については、長崎県土木部ホームページに掲載します。（毎年8月頃掲載予定）

アドレス：<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kensetugyo/>

【2】格付け区分の要件追加について

<目的>

入札において、格付け等級に応じた優良な企業を選別し、公共工事の適正な施工・品質を確保するため、要件を追加する。

①要件	格付け A 等級において、1 級施工管理技士等の技術者が 1 名以上いることを要件とする。
②適用業種	電気工事・管工事
③適用年度	平成 24 年度格付けより適用

(参考)

工事の種類	格付け区分	
	等級	技術者
電気工事	A	<u>1 名以上 (追加)</u>
	B	
	C	
管工事	A	<u>1 名以上 (追加)</u>
	B	
	C	

- ・ 「1 級施工管理技士等の技術者」とは、建設業法第 15 条第 2 号イに該当する以下のものとする。

電気工事	① 1 級電気工事施工管理技士
	② 技術士（電気・電子部門、建設部門）
管工事	① 1 級管工事施工管理技士
	② 技術士（機械部門、上下水道部門、衛生工学部門）

【 別紙 】

主観点項目:暴力団等排除への取組み(不当要求防止責任者講習の受講)

<評価の方法>

- ・ 評価においては、直前2年間の受講歴を対象とする。初年度の受講期間は H22.4.1 から H23.3.31 まで認めるが、2ヶ年目以降は、審査対象特定日(10/31)までに受講すること。

区分	H22	H23	H24	H25
講習会 A	①	②	③	④
講習会 B		△1	△2	△3

○講習会の受講対象者

- ・講習会 A:不当要求防止責任者講習会(対象者 経營業務の管理責任者)
 - ・講習会 B:不当要求防止担当者講習会(対象者 経營業務の管理責任者又はその他の職員)
- ※講習会Bは平成23年度より開始予定

○主観点加算の要件

- ・次の要件を満たしたときに、主観点5点を加算

ア)講習会Aをまず受講すること。

イ)上記ア)の翌年に講習会A又はBを受講すること。

ウ)講習会Aは少なくとも3年に1回は受講すること。

<具体的評価例>

パターン(※矢印は受講順を示す)	格付名簿適用年度の有無			備 考
	H24	H25	H26	
①→②、①→△1	○	—	—	
①→②→③→④	○	○	○	
①→△1→△2→④	○	○	○	
①→②→△2→△3	○	○	○	
①→△1→△2→△3	○	○	×	H26 は、上記ウ)に該当しないため、「×」
①→②→ →④、①→△1→ →④	○	×	—	H25 は、上記イ)に該当しないため、「×」
①→ →③→④、①→ →③→△3	×	×	○	H24,25 は、上記イ)に該当しないため、「×」
△1→△2→④、△1→△2→△3	—	×	×	H25,26 は、上記ア)に該当していないため、「×」
①→ →△2→④	×	×	×	H24,25、上記イ)に該当しないため、「×」
①→ →△2→△3	×	×	×	H26 は、上記ア)に該当していないため、「×」